

「ようこそ！！高梁」

特定業種出店支援事業補助金

令和7年度

市内の都市機能誘導区域（高梁市街地、成羽市街地）または大型商業施設へ進出しようとする市外事業者に対して、高梁市が抱える課題の解決及びこどもまんなか（ベビーファースト運動）の推進を図る事業であり、商業振興及び地域経済の活性化を促進する事業に要する経費の一部を補助します！



▶ 補助対象事業

次のいずれにも該当するものが補助対象事業です。

- （１）市内の商業振興及び地域経済の活性化を促進し、こどもまんなか（ベビーファースト運動）の推進または高梁市が抱える課題の解決に資する事業として市長が認めたものであること。
- （２）原則として都市機能誘導区域または大型商業施設へ出店する店舗であること。
- （３）建築基準法その他法令を遵守する事業であること。

▶ 補助対象経費等

補助対象経費	補助率	交付限度額
●店舗を改修する場合 店舗を改修する経費及び備品購入費 （対象経費が50万円以上であること。）	補助対象経費 の1/2以内	300万円
●店舗を新築する場合 店舗等を建設する経費、用地購入費及び備品購入費（対象経費が50万円以上であること。）		

お問合せ

〒716-8501 高梁市松原通2043番地
高梁市 産業経済部 産業振興課 商工労働係
☎0866-21-0229

高梁市 ようこそ高梁

検索



▶ 申請要件

補助対象者	以下の要件いずれにも該当する市内進出事業者とする。 ・高梁市の市税を完納している者であること。 ・許認可等を要する業種にあっては、既に当該許認可等を受けているものまたは当該許認可等を受けることが確実と認められるものであること。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。 ・国、県等から同様の趣旨の補助金の交付を受けようとしていない、または受けていないこと。 ・その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとする者であるとき。
補助対象外の業種	・農業、林業、漁業 ・金融業、保険業 ・医療、福祉 ・宗教、政治、文化団体 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から第3号までに規定する風俗営業（市長が特に必要と認める風俗営業は除く。） ・風営法第2条第1項第4号に規定する風俗営業 ・風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
注意事項	★補助金の交付を申請しようとする市内進出事業者は、あらかじめ市長に協議しなければなりません。

▶ 申請方法

提出書類

- ☐（１）事業計画書（様式第2号）
- ☐（２）収支予算書（様式第3号）
- ☐（３）見積書等
- ☐（４）申請者が法人の場合は、定款
- ☐（５）図面、現況写真等
- ☐（６）高梁市の市税について未納のないことの証明書
- ☐（７）その他市長が必要と認める書類

【提出先】

高梁市産業経済部産業振興課商工労働係 Tel0866-21-0229

補助対象事業を
開始する前に
必ず申請をしてください。



▶ その他注意事項

- 次の場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ・補助金確定日から起算して3年以内に許可なく補助対象事業を休止または廃止したとき。
 - ・補助金確定日から起算して3年以内に店舗を市外に移転または譲渡したとき。
 - ・高梁市補助金等交付規則または高梁市「ようこそ！！高梁」特定業種出店支援事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。
 - ・虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - ・その他市長が不適当と認めるとき。